
○寒川町わたしの提案制度運営要綱

平成28年2月12日

改正

平成29年4月1日

平成29年7月1日

令和3年2月25日

令和3年3月31日

令和4年3月16日

寒川町わたしの提案制度運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号。次条において「条例」という。）第20条第4項の規定による町民からのまちづくりに関する施策、事業等の提案を受け付けるため、わたしの提案制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）町民 条例第3条第1号に規定する町民をいう。
- （2）提案等 提案、意見、要望等をいう。
- （3）提案者 提案等を提出した者をいう。
- （4）わたしの提案 第3条第2項の規定により受け付けた提案等をいう。

（提出等）

第3条 町民は、提案等を町長に提出することができる。

2 町長は、前項の規定により提出された提案等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案等を受け付けるものとする。ただし、当該提案等の内容に個人若しくは団体を誹謗中傷するもの、宣伝活動若しくは営利活動を目的とするもの又は公序良俗に反するものが含まれる場合は、受け付けないものとする。

- （1）町の事業等の改善に関するもの
- （2）住民サービスの向上に関するもの
- （3）町の行政運営に関するものであつて、かつ、不特定多数の町民に利益があるもの
- （4）前各号に掲げるもののほか、町政に関するもの

3 提案等は、郵送、持参、意見箱への投函又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により提出するものとする。

（回答）

第4条 町長は、わたしの提案の提案者に、当該わたしの提案に対する採用の可否、町の見解、対応方法その他必要と認める事項（以下「回答等」という。）を回答するものとする。ただし、提案者が回答を希望していない場合又は提案者の連絡先等が不明な場合は、この限りでない。

2 町民窓口課長は、前項に規定する回答等を調製しようとするときは、わたしの提案回答等案作成依頼票（第1号様式）により、わたしの提案の内容に係る課等の長に回答等の案の作成を依頼するものとする。

3 前項の規定により回答案の作成を依頼された課等の長は、指定された期日までに回答等の案を作成し、わたしの提案回答案報告書（第2号様式）により町民窓口課長に提出しなければならない。

（褒賞）

第5条 町長は、わたしの提案が次の各号のいずれにも該当するときは、当該わたしの提案の提案者に対し、褒賞を授与することができる。

- （1）具体的かつ建設的な内容であること。
- （2）問題又は課題、改善案及び改善後の効果が記載されていること。
- （3）氏名、住所、電話番号等の連絡に必要な情報が正確に記載されていること。
- （4）特定の者又は団体の利害に関わらないものであること。
- （5）前条に規定する回答を求めていること。
- （6）褒賞を受けることを辞退する旨の意思を示していないこと。

2 前項に規定する褒賞は、次の各号に掲げるわたしの提案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）前項各号のいずれにも該当し、かつ、町長が優れていると認めたわたしの提案 1,000円相当の品
- （2）前号に規定する褒賞（以下「第1号褒賞」という。）の授与を受け、かつ、町長が特に優れていると認めたわたしの提案 5,000円相当の品（第1号褒賞の内申）

第6条 町民窓口課長は、前条第1項各号のいずれにも該当する提案があつたときは、わたしの提案褒賞授与内申書（第3号様式）に当該わたしの提案、当該わたしの提案に対する回答等その他町長が必要と認めるものを添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による内申書等の提出は、毎年1月及び7月に、それぞれ当該月の前月までの6月間において回答したわたしの提案について行うものとする。

（褒賞の決定等）

第7条 町長は、前条第1項の規定による内申書等の提出があつたときは、次条第1項に規定するわたしの提案制度褒賞審査会（同項を除き、以下「審査会」という。）の議を経て、第5条第2項第1号に規定する褒賞（以下「第1号褒賞」という。）の授与について速やかに決定するものと

する。

- 2 前項の規定による決定を行う場合において、同一の提案者から提出された複数のわたしの提案が第1号褒賞の対象となつたときは、当該わたしの提案のうち第10条第2項の規定による審査において、評点の合計が最も高かつたもの（評点の合計が最も高かつたわたしの提案が複数あつた場合は、最も早く提出されたもの）1つに褒賞を授与するものとし、その他のわたしの提案は、褒賞の対象から除外するものとする。
- 3 町長は、毎年1月に、審議会の議を経て、第5条第2項第2号に規定する褒賞（以下「第2号褒賞」という。）の授与について決定するものとする。
- 4 町長は、第1項又は前項の規定により褒賞の授与を決定したときは、寒川町わたしの提案褒賞決定通知書（第4号様式）により褒賞を授与される者に通知するものとする。
（わたしの提案制度褒賞審査会）

第8条 褒賞の授与に関する事項を審査するため、わたしの提案制度褒賞審査会を置く。

- 2 審査会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。
- 3 会長は副町長をもつて、副会長は町民部長をもつて充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会の委員は、別表に掲げる者をもつて充てる。
（会議）

第9条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の総意をもつて決するものとする。
（審査等）

第10条 審査会は、内申書等その他関係資料に基づき厳正かつ公平に審査し、その結果を町長に報告しなければならない。

- 2 第1号褒賞の審査は、内申のあつたわたしの提案について、会長、副会長及び委員（以下「審査会構成員」という。）のそれぞれが、わたしの提案褒賞候補審査票（第5号様式）に評点を記入する方法により行うものとする。
- 3 前項の審査の結果、平均点（1のわたしの提案について、各審査会構成員が付した評点を合算して得た数を審査をした審査会構成員の数で除して得た数）が7点以上であつたわたしの提案の提出者を第1号褒賞の候補者とする。
- 4 第2号褒賞の審査は、前年に回答したわたしの提案であつて、かつ、第1号褒賞を授与されたもののうちから、審査会構成員の総意により、特に優れたわたしの提案1件を選定する方法により行うものとする。
（議事録）

第11条 会長は、会議の議事録を会議後速やかに作成し、公表するものとする。

（審査会の庶務）

第12条 審査会の庶務は、町民窓口課において処理する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。ただし、審査会の運営に関し、必要な事項は会長が審査会に諮つて定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年2月12日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 わたしの提案制度設置要綱（昭和60年4月1日施行）の規定により、平成28年1月1日から施行日の前日までの間に提出された提案は、この要綱の規定により提出された提案等とみなす。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月1日）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
（残存用紙の使用）
- 2 この要綱の施行前に、旧要綱の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。
附 則（令和4年3月16日）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

委員
企画部長
総務部長
学び育成部長
健康福祉部長
環境経済部長
都市建設部長
拠点づくり部長
議会事務局長
教育次長
寒川町まちづくり推進会議委員

備考 寒川町まちづくり推進会議委員については2名

わたしの提案回答等案作成依頼票

		整理番号
長 様 町民窓口課長 事案が提出されましたので、回答・処理をお願いします。		
申出人	氏 名	
	住 所	
件 名		
要 旨 別添のとおり		次の課等にも回答を依頼 しております。
備 考 回答は下記のフォルダにデータで保存してください。 紙媒体での提出は不要です。		
1 当件の回答を_____月_____日までに下記フォルダへ提出してください。 各課共通ファイルサーバ 270町民窓口課／わたしの提案・陳情要望の回答はここへ／わたしの提案 2 貴課で処理・対応をお願いいたします。 (処理結果を町民窓口課町民相談担当へお知らせください。) 3 同提案等が数回提出されているため、申出人との顛末の回答をお願いします。		

わたしの提案回答案報告書

整理番号

年 月 日

町民窓口課長 様

課等の長 _____

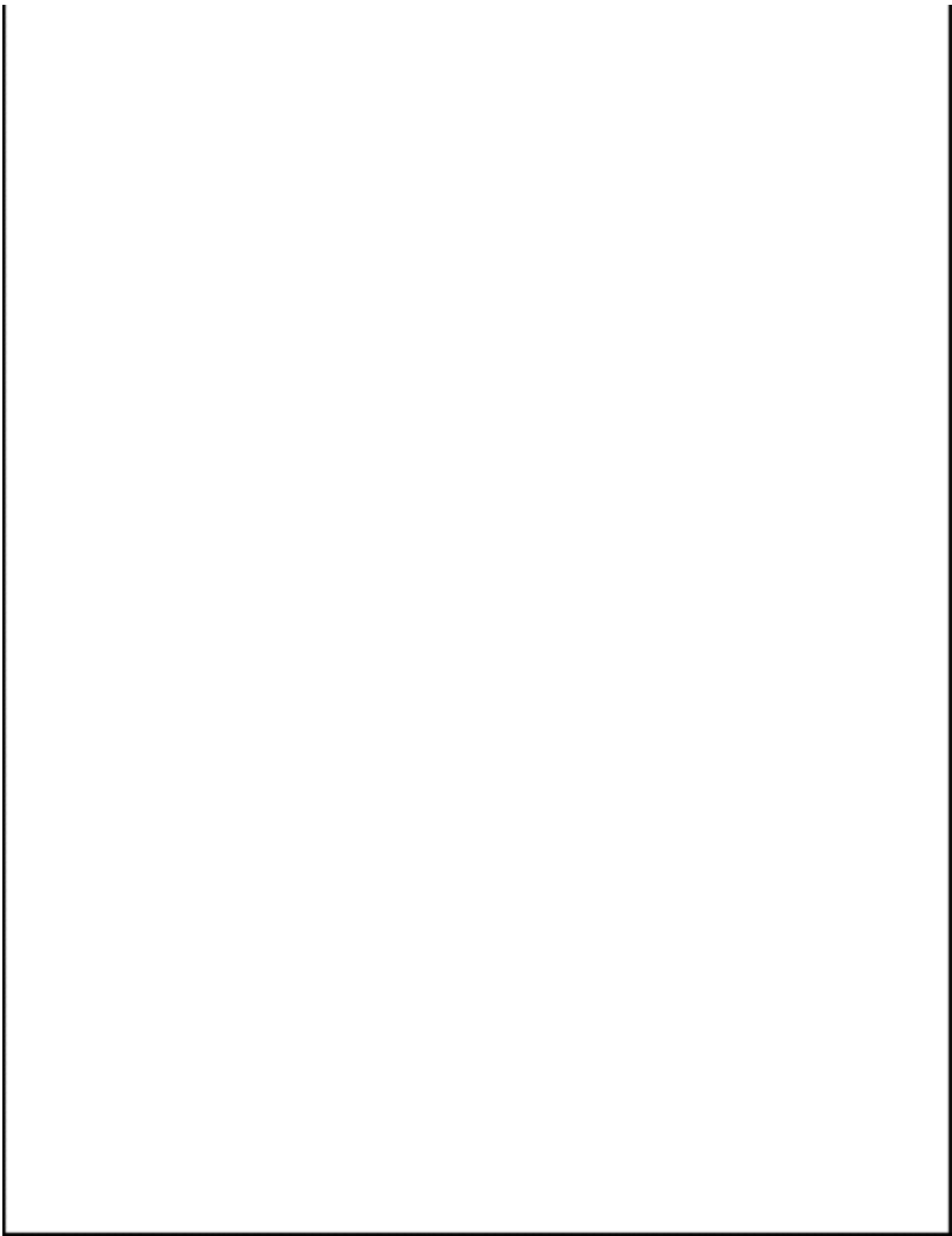
申出人	氏 名

氏 名

住所

件 名

上記事案について、次のとおり回答します。



わたしの提案褒賞授与内申書

年 月 日

寒川町長 様

内申者 職
氏名

整理番号		(年 月 日現在)	
氏 名	年 齢 歳 代		
住 所			
電 話			
件 名			
提案方法			
種 別			
処 理	受 付 年 月 日	供 覧 決 裁 日	回 答 送 付 日
過去の褒賞			
備考			

寒川町わたしの提案褒賞決定通知書

年 月 日

様

寒 川 町 長

年 月 日あなたから提案された次の件について、審査の結果、
次のとおり決定しましたので通知します。

1. 審査結果	
2. 褒賞の別	
3. 通知事項	

わたしの提案褒賞候補審査票

採点者

整理番号	審査内容	評点				合計点
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず ^a	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	費用対効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
意見						
整理番号	審査内容	評点				合計点
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	費用対効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
意見						
整理番号	審査内容	評点				合計点
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	費用対効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
意見						
整理番号	審査内容	評点				合計点
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	費用対効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
意見						
整理番号	審査内容	評点				合計点
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	費用対効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
意見						

